

# 今後の第三セクター等の抜本的改革について

## 第三セクター等の抜本的改革に係る今後のあり方（素案）

	検討の結果 存続決定	対応せず	平成25年度までに 整理予定	平成26年度以降の 近い将来整理予定	検討中
財政的リスク 対応可能	○ 問題なし・Ⅰ	● 自らの判断・Ⅰ	○ 問題なし	○ 問題なし	● 自らの判断・Ⅰ
財政的リスク 対応困難	× 問題あり・Ⅱ			△ 要検討・Ⅲ	△ 要検討・Ⅳ
財政的リスク 不明	● 自らの判断・Ⅴ		—	—	

Ⅰ 基本的には問題はない(或いは自らの判断の結果である)が、財政的リスクの内容や将来見通しについて適切に把握や説明を行っているか否か検証が必要(適切な把握等が行われていない場合には、財政的リスクの段階が変化。)

Ⅱ 将来に負担を先送りしているものであり、対応を検討する必要がある。

(特に、財政的リスクが過大である、団体の財政状況が悪い等の事情で当面对応困難なものについては、検討が必要。)

Ⅲ 基本的には自らの判断の結果であるが、何らかの事情で第三セクター等改革推進債を活用できない等の場合には検討の余地がある。

Ⅳ 基本的には自らの判断の結果であるが、整理や検討が遅れるやむを得ない事情が存在する場合等には検討の余地。

Ⅴ 基本的には自らの判断の結果であるが、財政的リスク検証に係る助言・情報提供等を行うことは考えられる。

# 抜本的改革への取組状況（地方公共団体回答内容）①

## ＜財政的リスク未検証・対応困難な法人を存続させている主な理由＞ II・V

- 公共性・公益性が高い。法人を存続させる意義がある。
- 廃止するよりも存続させた方が地方公共団体の負担が少ない。
- 経営再建・経営健全化の途中である。
- 土地開発公社経営健全化対策を活用する。
- 継続中、着手予定の事業が存在する。
- 経営が改善傾向にある（その可能性・兆しがある。）。当面は現状を維持できる。
- 裁判所等が定めたスキームで経営継続中。
- 地方公共団体が行う監査・点検等において廃止までは求められていない。
- 抜本的改革を行った場合、財政に与える影響が大きい。
- 財政的リスクは未検証ではあるが、大きいとまでは思われない。

## ＜検討中の法人について平成25年10月以降に結論を出す主な理由＞ IV

- 検討委員会等の結論が出るのがその時期である。
- 整理に第三セクター等改革推進債を活用する必要がない、或いは活用できないことから、結論を急ぐ必要がない。
- 国・地方公共団体の施策の影響を受けるため（方針等が示されることを待っている。）。
- 国・地方公共団体の事業の進捗状況（土地の買い戻し等。）等を踏まえて判断。
- 地方公共団体において、公益性や財源も考慮して慎重な検討を行っていることから時間がかかっている。
- 法人内部での検討結果を待っている。
- 継続中の事業や取組中の経営健全化計画等があり、その終期を待つて結論を出す。
- 地方公共団体の選挙、法人の経営陣交代等がある。
- 関係機関や利害関係者等との調整に時間を要する。
- 他の事業や行政改革に取り組んでいる最中であり、手が回らない。
- 現状、財政状況が悪く、結論を出してもその実施が困難、或いは負担の最小化を図る必要がある。
- 当面は現状維持が可能である。
- 近い将来に状況が変化する（好転する。）可能性がある。
- 訴訟・紛争を抱えており、その終息後に結論を出す。
- 地域の社会・経済情勢等が変化している。

## 抜本的改革への取組状況（地方公共団体回答内容）②

### <抜本的改革に取り組む必要があるが着手していない主な理由> II・V

- 地方公共団体に抜本的改革を行うために必要な知見が乏しい。
- 取り組んでも議会・住民、利害関係者等の理解が得られない。
- 抜本的改革に要する費用の負担が困難。
- 他の事業や行政改革等に取り組んでいる最中であり、手が回らない。
- 公共性・公営性が高く、抜本的改革に着手すること自体に理解が得られない。
- 継続中の事業が存在する。
- 当面は現状を維持できる。
- 経営再建・経営健全化の途中である。
- 今後の課題である。

### <抜本的改革の必要性が分からない・必要としない理由> 多くは I・V

- 法人が取り組むべき問題である。
- 黒字を計上している、株主に配当を行っている等、当面は経営に問題がない。
- 公共性・公益性が高い。
- 財政的なリスクが低い。
- 継続中の事業がある。
- 支援のほとんどが補助金等であり、経営に関与するべき立場にない。
- 出資等の関与の度合いが低く、抜本的改革に取り組むべき立場にない。
- 地方公共団体側の対応が遅れている。
- 将来的には必要かもしれないが、現状では必要性が乏しい。
- 財政的リスクの検証方法が分からない、或いは検討中である。
- 地方公共団体に必要な知見が乏しい。
- 議会や監査等において抜本的改革までは求められていない。
- 事実上、休眠状態である。
- 経営を指導・監督すべき地方公共団体が別に存在する。
- 独自に経営健全化に取り組んでいる。

# 特に財政的リスクが高い法人の取組状況（地方公共団体回答内容）

## ＜財政的リスク未検証・対応困難法人を存続させている主な理由＞ II・V

- 財政的リスクは未検証であるが、財政的には余裕があるため対応可能（土地開発公社）。
- 廃止するよりは存続させた方が有利（地方道路公社）。
- 公益性・公共性が高い（林業公社・土地開発公社）。
- 財政状況が悪く第三セクター等改革推進債の活用等困難（土地開発公社）。
- 土地開発公社経営健全化対策に取り組む（土地開発公社）。
- 継続中の事業が存在する（土地開発公社）。
- 裁判所の整理スキームの下で経営を継続（土地開発公社）。
- 独自の経営健全化の取組を進めている（林業公社）。

## ＜検討中の法人について平成25年10月以降に結論を出す主な理由＞ IV

- 継続中の事業が存在する（土地開発公社）。
- 独自の経営健全化計画等の進捗状況を踏まえて判断（土地開発公社）。
- 赤字の会計が多く、当面は第三セクター等に手がかつけない（土地開発公社）。
- 実質公債費比率が高く、当面は対応困難（土地開発公社）。
- 当面は問題ない（土地開発公社）。
- 最近検討に着手しており、継続中（林業公社）。

## ＜抜本的改革に着手していない理由＞ I・II・IV・Vが混在

- 抜本的改革に係る費用負担が困難（土地開発公社）。
- 必要性は認識しているが手が回らない（土地開発公社）。
- 継続中の事業が存在する（土地開発公社）。
- 財政的リスクに対応可能（土地開発公社・第三セクター）。
- 当面は現状維持が可能（土地開発公社・第三セクター）。
- 公益性・公共性が高い（地方道路公社・土地開発公社）。
- 今後検討予定（土地開発公社）。